

令和2年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和2年6月11日（木曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第9号から議案第31号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（17名）

1 番 片 桐 文 夫

3 番 遠 藤 保 明

6 番 米 本 弥一郎

9 番 高 木 寛

11 番 宮 澤 芳 雄

13 番 島 田 和 雄

16 番 向 後 悦 世

18 番 木 内 欽 市

20 番 高 橋 利 彦

2 番 平 山 清 海

4 番 林 晴 道

8 番 宮 内 保

10 番 飯 嶋 正 利

12 番 伊 藤 保

15 番 伊 藤 房 代

17 番 景 山 岩三郎

19 番 佐久間 茂 樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	宮 内 敏 之	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	伊 藤 義 一	子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
消 防 長	川 口 和 昭	庶 務 課 長	杉 本 芳 正
学校教育課長	加 瀬 政 吉	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	向 後 秀 敬

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事務局次長	向 後 哲 浩
---------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（伊藤 保） 日程第1、議案質疑。議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第31号までの31議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、今定例会に上程されています議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について質問をいたします。

この今回の改正であります、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく外出自粛の要請等があり、市内の事業者も大きな影響を受けております。緊急事態宣言は解除されましたが、いまだ先は見通せない状況にあります。

このような状況の中、地方税法の一部改正により徴収猶予の特別制度が設けられ、それに沿って市税条例の改正となるわけではありますが、この特例制度の詳細な内容について伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、ただいまの徴収猶予の特例制度ということについてご回答いたします。

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。担保の提供が不要なこと、延滞金がかからないことが従前の猶予制度と異なる点でございます。

対象となる方は、令和2年2月以降の任意の1か月以上におきまして、事業等に係る収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少していること、一時に納付が困難であることが条件となります。

対象となる地方税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する個人市民税や法人市民税、また固定資産税など、ほぼ全ての税目が対象となります。

申請期限につきましては、今月の末の6月30日または納期限のいずれか遅い日までとなっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 現在の状況下では、すぐに元どおりに回復するようなことは非常に困難であろうと思われますので、やむを得ず事業を休止または廃業する方も現れておりますので、とても1年間の猶予措置だけでは対応できないことも考えられますが、本市の見解を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 納税猶予だけではなく、様々な相談が寄せられることがこれから想定されます。新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置につきましては、納付猶予のほかに国民健康保険税の減免措置等もございます。納税猶予や減免措置のほか、納税相談等も応じるなど、税務課職員一丸となって柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 国税庁では、ホームページのほかに、テレビなどでも納税猶予のお知らせを行っておりますが、本市ではどのように周知徹底を図っていくのか伺います。

また、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下、強い使命感を持って担当の職員には業務に当たっていただき、感謝をいたしております。このような状況でも納税相談を引き続

き対応いただくわけでありますが、相談者や、その対応時間が大幅に増えるということも今回は予測できますので、その考えや対策について伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 先ほど申し上げましたように、広報あさひ、旭市のホームページ等で様々な情報などをお知らせしているところでございます。なお、それらの情報について把握することが難しい方につきましては電話相談等もできますので、まずはご連絡いただければと、そのように考えております。

また、平日お越しできない方につきましては、夜間窓口あるいは休日窓口での対応も可能でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねします。

まず、今回の改正は、コロナウイルス感染症などに関わる徴収猶予の関係の追加の条例改正であります。この税額は今年の税金なのか、また前年度の税金で滞納になっているものについては該当しないのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいまの質問でございますが、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が到来する税が対象となります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、前年で滞納になっているものには該当しないということの中で、この期限が、普通、1日でも過ぎれば滞納と思います。当然、滞納になると手続きを踏んで、差押えなどの手続きを取ると考えます。

現在、何件の差押えをしているのか。また、市では具体的な差押えの要綱などがあるのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 大変申し訳ございません、現在の滞納件数、手元にちょっと資料がございません。

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 滞納件数があるかないかということですか。滞納件数はございます。差押えもございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、差押えの要綱というのはあるのか。どのようになっているのか。

○税務課長（伊藤義一） 差押えの要綱でございますが、要綱をつくってございます。

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 滞納処分ということでございますが、地方税法等において、督促状の発送後 10 日を経過した場合は、財産を差し押さえなければならないと規定されてございます。しかし、実務上は督促状発送後、一定期間経過しても納付されない場合、催告書を送付するようになります。それでも納付できない場合は順次財産調査等を行い、差押えや搜索といった滞納処分を行い、換価し、滞納税に充当するということになっております。

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 実際に滞納の日から何日という形までは取ってございません。それにつきましては……

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 目的ということで回答させていただきたいと思います。

市が保有する市債権等につきましては、しっかりと納めてもらうためのもの、そうでないもの、また何らかの事情によって徴収不能になるもの、債権放棄など、適正な管理を図るため、必要な事項を定めてございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、具体的には、滞納が発生した日から何日という定めは全くないということでしたらいいですか。

そんな中で、納税は国民の義務でありまして、憲法にもこれは定められていますが、しかし旭市も多額の滞納があります。そして、毎年約 1 億円からの不納欠損金を出しています。以前、差押えをする予定であったがなかなか決裁が下りなかった、そのために滞納者が土

地を売ってしまい、税金を徴収できなかったという話を聞きました。

そういう中で、税優先ということで、競売の際には参加差押えの制度がありますが、これでは手遅れになってしまうことが多々あると思います。どのような状態になったら差押えをするのか、またそのような基準を決めるべきだと考えます。また、それが、一番大変な税の徴収に携わる職員が仕事をやりやすくすることだと思えます。どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） すみません、先ほどの差押え件数でございますが、令和元年度で583件でございます。大変失礼いたしました。

ただいまのご質問でございますが、差押えにつきましては、先ほども申し上げましたが、督促状発送後10日を過ぎた場合は財産を差し押さえなければならないと規定されてございますが、仮に10日経過した後、全てのものに対しいきなり財産を差し押さえるということにつきましては、件数も相当あります。実務上無理ではないかと考えます。

また、各法に照らし合わせても差押えができないものもあるため、一概に日数を決めて差押えをするというのは困難ではないのかなと考えます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第5号、財産の取得について質問をいたします。

これは、新庁舎の事務用備品として金額が1億3,508万円との補足の説明でありましたが、事務用什器ですね。これは具体的にどのようなものであるのか伺います。

また、契約方法にある事後審査方式制度付一般競争入札とはどのようなことであるのか、詳細な説明と、開札結果の審査により入札資格要件を満たしていたとのことでありましたが、今回の入札資格の詳細、公告の内容と併せてお尋ねをいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、ご質問のうち備品の具体的な内容についてお答えをいたします。

事務用什器といいますのは、執務室内の机ですとか椅子、あるいは窓口のカウンターですとか椅子、こういったものがメインということになってまいります。数といたしましては、机が296です。ただ、このうち245は、一つの机を2人で使う形のものになっております。さらに椅子につきましては646。カウンターは連結いたしますけれども、分割して勘定すると117、カウンターの椅子が123と、こういった数が事務用の什器の数字ということになります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 私のほうから、事後審査方式の詳細な説明と資格要件ということでございました。

まず初めに、事後審査方式ですけれども、これにつきましては、事後審査方式ということですので、従来の一般競争入札というのは、先に審査要件を審査いたしまして、それで審査要件があるかどうかを確認いたしまして、それで入札を行うということでございます。この事後審査方式といいますのは、先に入札を行って、その後落札者のみを審査するというところでございまして、手軽にというか、割と事務的に少なくできるというメリットがございします。

当初は指名競争入札を行っていたんですけれども、一番初めに入れたのがこの事後審査方式ということで、130万円以上の工事ということでこれを始めたわけでございます。

それと、参加資格要件ですけれども、まずは名簿要件ということで、旭市競争入札参加資

格者名簿に登載していること。これは物品としてということです。地域要件につきましては、千葉県内に本店または支店を有するもの。業種としましては、資格者名簿登載希望業種ということで、家具・什器という条件でございます。それと、実績要件としまして、過去 10 年以内に地方公共団体等へ家具・什器の納入実績があることということでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 新庁舎の事務用什器ということで、机、椅子等の詳細な数を教えていただきました。当初の計画にはなかったと思います。やはり現在の新型コロナウイルス感染症の拡大の対応も、この事務用デスクとかには必要があろうと思いますが、そのようなウイルス感染の対応ができるものとなっているのか。なっていないのであれば切り替える必要があろうかと思いますが、その辺のところはやはり気になりますもので、教えていただきたいのと、そのように思いますところと、本市においても、人口の減少が大きくあるという統計が出ております。その場合に、どうしても職員の数も減らしていくということが考えられますが、そのような中で、この数が果たして妥当な数字となっているのか、その辺に関して担当課の見解を伺いたいと思います。

また、予定価格が 1 億 4,773 万円とのことでありましたが、令和 2 年 4 月 22 日の受付終了時点でこの予定価格を知り得る人数と、その役職を教えてください。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご質問が 3 点ございましたが、そのうちの 2 点について私からお答えをいたします。

まず一つ、コロナ対策ということでのご質問でございます。ご提言ありがとうございます。

先ほど申し上げました備品につきましては、発注したといえますか、その時点ではコロナ対策ということは、まだ取り入れたものではございませんでした。ただ、こういったご時世になってまいりまして、当然コロナ対策は必要になるとは思っております。

じゃ、どうするかということになってまいりますけれども、追加でアクリル板ですとかそういうものを購入して据え付けるとか、そういった形で対応していきたいなと思っております。

もう一つご質問、職員数が減っていく中では、什器が余ってくる分もあるんじゃないかという趣旨かと思えます。これにつきましては、新庁舎で整備のときに購入する備品、先ほ

ど申し上げました数字は新庁舎で使う備品の全てということではありません。現在の庁舎で使っているものも新庁舎へ持って行って使うというのも、予定しておるところでございます。

職員が少なくなっていけば使う什器が余ってまいります、その余った部分につきましては、既存の什器を持っていった分を今度は廃棄をいたしまして、そのなくなった分に使い回しといいますか、そちらに振り分けると、そういった形で有効に使っていきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、4月22日の受付終了時点で予定価格を知り得る人数、役職ということでございますけれども、最終的な決裁がございます。そのときに庁舎班から総務課の決裁が上がりまして、庁舎班は今3名ですかね。あと副課長、課長がございまして、契約検査班の合議がございまして、契約検査班4名プラス副課長、課長というところでございます。あと、副市長、市長という決裁の流れでございます。ですから、人数的には13名ほどかと思われます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、その事務用什器備品ですね。古いものは使えると。新しいところに持っていくということでもありますね。しかしながら、新たなものを購入したり職員の減少等があった場合には、それを処分するという話でありました。いいんですよね。

ということは、こちらから新庁舎へ運ぶ引っ越しに対する金額、それからそこで処分するその金額等も踏まえた場合に、新たに向こうで買って、設置まで多分してくれると思うんですが、してくれる予算と比較してどうなのかなと。果たして、本当に古いもので使えるものは使うという姿勢はいいんですが、トータルの金額のバランスで見た場合、どのような試算が出ているのか伺います。

それから、これまで説明では、今まで全員協議会等を重ねてくる中では支援業務として、コクヨさんが業務支援を行っているということが毎回ございました。ほかの同様な入札の場合には、大手什器メーカーですよ。これは何社もないと思います。イトーキだとかオカムラさんだとかそういう、およそそのぐらいの3社のところが直接参加することが多いというふうに思っていますけれども、新庁舎においてもこれらの大手メーカーのものが使用されると思いますので、なぜそういう大手のメーカー、もしくは旭市内の代理店という

ものが数件あるわけですよ。そういう地元の代理店が落札できるような公告ではないのか
など、そういうところがちょっと疑問に思います。教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 古い什器を処分する金額あるいは運ぶ金額、それらと購入してその
まま設置する金額、その比較といいますか、試算をしたのかどうかというような趣旨かと
思います。比較は、すみません、しておりません。ちょっとなかなか難しいというか、あ
まり考えていなかったというのが正直なところであります。

先ほどの私の答弁の中で少し不足した部分があるかと思います。新庁舎の備品ですけれ
ども、大きく分けて二つということになります。二つというのは、一つは新調したもの、
新しく買ったものを新しい庁舎にそのまま据え付けて購入するもの。もう一つは、今の庁
舎あるいは今の施設で使っているものを運ぶもの。運ぶものについては当然経費がかかっ
てまいります。ただ、運んだ後ですぐ捨てるということは考えておりません。職員がだん
だん減っていくという中で、少しずつ運んだ備品を処分して、新しく買ったものから流用
していくということです。その金額の試算ということではなくて、やはり今持っている
もので使えるものは移動してやるほうが節約できるというふうに考えたものでございま
す。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、地元業者が取れるような資格要件ではなかったのかとい
うことでございますけれども、地元業者が取れる資格要件はございました。現に、申込み
の段階では地元業者は2者ほど手を挙げております。それで入札の際には辞退ということ
がございました。

ですので、その辞退した要件というのは分かりませんが、同じテーブルに着いてい
て、資格要件としては、市内業者も手を挙げられる状態ではあったというふうに考えてお
ります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第 6 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 7 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 8 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第 8 号、財産の取得について、高規格救急自動車 1 台についてありますが、現在、新型コロナウイルス感染予防に対する取組が行われていますが、救急車などはそのような患者を搬送することも考えられます。今回の救急車は新型コロナウイルス感染防止対策が取られているのか、お尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にお答えいたします。

救急車両の装備につきましては、総務省消防庁が救急業務実施基準で救急自動車の要件を示しております。今回購入の車両につきましても、標準の装備を兼ねたものとしております。そこには、観察、呼吸管理、搬送用、そして感染防止機器等を導入して購入するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今答弁ありましたように、消防庁から、運転席と傷病者の部屋を分けたほうがいいだろうと通達があったわけですよ。ですから、そういう中でこの車を購入する際は、この通達があった後なのか、それとも前なのか。それと同時に、今ある救急車で、今後どのようにしていくのか、またしてあるのか。

それと同時に、いずれにしても分けたほうがいいと思うんですよ。今よくテレビなんかで見ますと、運転手までゴーグルつけたり感染予防服を着たりね、大変だと思うんです

ね。そうなりますと、当然今度は運手者にも負担がかかるわけですよ、熱中症になったり何だりね。いずれにしても、職員が安全で仕事がやりやすい環境、そのためにも、もし既存の救急車にそれが、仕切りがしてなかったら早急にすべきだと思いますが、いかがなのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にご回答いたします。

今回購入予定の車両につきましては、既存で活動している救急車両と特に変わりはありません。これは感染防止対策機器、そして搬送用の資器材と同じものを導入することで、隊員たちがその都度活動しやすくなっております。また、今回のように感染防止対策そのものにつきましては、今回に限らず、どのような感染に対しても防止ができるような配慮をしておりますので、特に今回の車両で強化したということではございません。また、既存の救急車も対応できているものと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私が聞いたのは、感染予防の機器が積んであるとか何とかじゃなく、運転席と、それから傷病者の部屋ですか、その仕切りをきちっとしてあるのかということを知っているんですよ。器具を積んである、ないじゃなく、部屋を分けてあるのかと。問題のないように危険のないようにと。そういうことなんですよ。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それではお答えしたいと思います。

運転者の運転室と患者室、これの境に養生シートを張ります。これはビニール状のものでありますけれども、それで感染対策を現状でしております。また、ストレッチャーと言われております患者さんを移動する資器材には、イメージとして、ビニールを覆いかぶせるような資器材もございますので、感染症対策としては確立されているものと思っております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございません、患者室と運転席室の間には、仕切りということ
でありますと養生シート、これはビニール状のものでしかございません。

以上です。

（発言する人あり）

○消防長（川口和昭） 申し訳ございません、患者を隔離するという意味で、国からの通達の中
には養生シート等で確立するということも含まれておりますので、それに対応している
ところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

議案第 8 号の質疑を終わります。

税務課長より発言の訂正がありますので、許可いたします。

○税務課長（伊藤義一） 先ほど議案第 2 号でございますが、高橋議員への回答の中で、徴収
猶予の対象期間ということで、先ほど令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日ということ
で回答してしまいました。正しくは、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日でございま
した。訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（伊藤 保） 議案第 9 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 10 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 11 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 12 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 13 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 14 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 15 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 16 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 17 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 18 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 19 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 20 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第 21 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第 22 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第 23 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第 24 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第 25 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第 26 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第 27 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 28 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 29 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 30 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第 31 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第 9 号から議案第 31 号直接審議（先議）

○議長（伊藤 保） おはかりいたします。議案第 9 号から議案第 31 号までの 23 議案は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号から議案第 31 号までの 23 議案は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第 9 号から議案第 31 号までの 23 議案は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第 9 号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は同意することに決しました。

議案第 10 号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は同意することに決しました。

議案第 11 号、旭市固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は同意することに決しました。

議案第 12 号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は同意することに決しました。

議案第 13 号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は同意することに決しました。

議案第 14 号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は同意することに決しました。

議案第 15 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 15 号は同意することに決しました。

議案第 16 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は同意することに決しました。

議案第 17 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は同意することに決しました。

議案第 18 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は同意することに決しました。

議案第 19 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は同意することに決しました。

議案第 20 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 20 号は同意することに決しました。

議案第 21 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 21 号は同意することに決しました。

議案第 22 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は同意することに決しました。

議案第 23 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 23 号は同意することに決しました。

議案第 24 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 24 号は同意することに決しました。

議案第 25 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は同意することに決しました。

議案第 26 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 26 号は同意することに決しました。

議案第 27 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 27 号は同意することに決しました。

議案第 28 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 28 号は同意することに決しました。

議案第 29 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 29 号は同意することに決しました。

議案第 30 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 30 号は同意することに決しました。

議案第 31 号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 31 号は同意することに決しました。

◎日程第２ 常任委員会議案付託

○議長（伊藤 保） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第８号までの８議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

１、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、６月２２日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３ 常任委員会請願付託

○議長（伊藤 保） 日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第２号、請願第３号の２件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第２号、請願第３号の２件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、請願の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、６月２２日までに審査を終了されますようお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前１０時５１分

再開 午前１１時１５分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、先ほどの議案質疑の際に、議案第５号の林議員の質問に対する一部訂正をさせていただきたいと思います。

4月22日までの予定価格を知っている者ということで回答させていただきましたが、私、設計価格と勘違いをいたしておりまして、予定価格につきましては、この4月22日時点で知る者はありません。その後4月23日、これは開札が終わった後です。終わった後に市長と担当課長、契約担当2名ということで、計4名が4月23日、入札が終わった後にそこで決定するということでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、その訂正の件に関して再度質問をしたいと思うのですが、設計の価格と予定価格に関して、事後審査方式制度付の一般競争入札、今回のことに関して、今言われた設計のほうと予定価格で差異はあったのかどうか。それから、そのほかの部分に関しての契約で差異があるのかないのか、答えられるのかできないのかを伺いたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今回は物品ですので、設計金額と予定価格に差はございます。

それと工事ですけれども、基本的には設計金額を歩切りすることは違法であるというふうな国土交通省の見識がございます。そういったことでイコールになるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 本日、市長より追加議案の送付があります。これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第32号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。それでは、その結果につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴

う追加日程について協議いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第 32 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についての 1 議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和 2 年旭市議会第 2 回定例会議事日程その 2、本日 6 月 11 日木曜日、この後、追加日程第 1、議案上程、追加日程第 2、提案理由の説明、追加日程第 3、議案の補足説明、補足説明については財政課長を予定しております。追加日程第 4、議案質疑、追加日程第 5、常任委員会議案付託。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第 32 号の 1 議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号の 1 議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

◎追加日程第 1 議案上程

○議長（伊藤 保） 追加日程第 1、議案上程。

議案第 32 号の 1 議案を上程いたします。

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（伊藤 保） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案 1 件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 32 号は、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る対策経費について予算計上したものでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 3,000 万円を追加し、予算の総額を 458 億 900 万円とするものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第 3 議案の補足説明

○議長（伊藤 保） 追加日程第 3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 32 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第 32 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書、1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 5 億 3,000 万円を追加し、予算の総額を 458 億 900 万円とするものです。

4 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費です。

7 款 1 項商工費、商業活性化推進事業は、市独自の緊急経済対策の一つであるプレミアム付商品券について、商品券の使用期限を 11 月から来年 4 月までの 6 か月間とすることから、事業の完了が翌年度となるため繰越明許を設定するものであります。

7 ページをお願いいたします。

それでは、歳入について順を追って説明させていただきます。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14 款 2 項 1 目総務費、国庫補助金 2 億 8,328 万 5,000 円の増は、説明欄 1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡

大の影響を受けている地域経済や住民生活への支援を通じ、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう創設された国の交付金です。

2目民生費、国庫補助金 827 万 3,000 円の増は、説明欄 1、保育対策総合支援事業費補助金で、公立保育所及び私立保育園における新型コロナウイルス感染症予防のための備品購入や消毒などに対する補助金です。

19 款 1 項 1 目繰越金 2 億 3,844 万 2,000 円の増は、市独自のコロナウイルス感染症対策に係る補正財源として、前年度繰越金を計上するものです。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

8 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 6 目保育所費 827 万 3,000 円の増は、説明欄 1、保育環境改善等事業で、国の補助金を財源として公立保育所及び私立保育園における新型コロナウイルス感染予防のための備品購入や消毒に対する助成などを行う事業です。

6 款 1 項 3 目農業振興費 1 億 6,598 万 4,000 円の増は、説明欄 1、農水産業経営継続支援給付事業で、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に深刻な影響を受けている農水産業者を支援するため、売上げが 50%以上減少している事業者へ 20 万円、30%以上 50%未満減少している事業者へ 10 万円の支援金を給付する事業を、新規に計上するものです。

9 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 2 目商工振興費 3 億 5,574 万 3,000 円の増のうち、説明欄 1、商業活性化推進事業 3,385 万円は、新型コロナウイルス感染症の拡大により急激に落ち込んだ地域経済の活性化を図るため、従来のプレミアム付商品券のプレミアム率を 10%から 30%に増やすための費用です。

説明欄 2、中小企業者等事業継続支援金給付事業 3 億 2,189 万 3,000 円は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に深刻な影響を受けている市内の中小業者等を支援するため、既に支給を開始している飲食店等緊急支援給付金の対象事業者以外にも業種を拡大し、売上げが 50%以上減少している事業者へ 20 万円、30%以上 50%未満減少している事業者へ 10 万円、飲食店等緊急支援給付金の対象事業者には、追加で 10 万円の支給金を給付する事業を新規に計上するものです。

以上で議案第 32 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（伊藤 保） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第32号について、質疑はありませんか。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、令和2年度旭市一般会計補正予算、議案第32号が上程されました。質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の第2弾として、中小企業支援の対象事業の拡大と支援額の増額や農林水産支援の創設などのほか、30%のプレミアム付商品券の販売などを盛り込んだ補正予算を追加で議案として提案されましたが、緊急経済対策として早期の事業効果を望むものであります。

まず、今回の事業規模を財政的にどのように捉えているのかを伺います。

また、本市の現状と財政状況を鑑みたとき、速やかな取組には理解できるものの、随分慎重過ぎる規模ではないかと考えますが、本市の見解を求めます。

それから、プレミアム付商品券ですか、ちょっと順番が行ったり来たりになりますが、プレミアム付商品券ですが、これは緊急支援等で今まで何度も、率は違いますが行われております。今回のこの利用可能な店舗数、これはどのような数であるのか。また、組合等に入っていなければ使えないというようなことであろうかと思えますけれども、今回、ぜひ多くの事業所で使えるようにしていただきたいと思いますが、それらの取組について伺います。

次に、農水産業の経営継続支援金給付事業であります。これ、事業者さんの総数を伺います。また、売上げが50%以上減少している事業者へ20万円、これと30%以上50%未満減少している事業者へは10万円ということですが、この各事業所の見込み数を伺います。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから適正な財政規模か、ちょっと慎重過ぎるの

ではないかといったことをございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、5月13日の臨時議会において市独自の経済対策等を予算計上いたしました。今回、そこで補えなかった部分ということで、さらなる経済対策ということで約78億6,000万円ほど、第1次と併せて計上させていただいているところをございます。これにつきましては、適当かどうかということは判断が分かれるところをございますけれども、いずれにいたしましても、災害等で旭市としましては最大の財政出動ではないかというふうに考えております。

今後、第2波だとか第3波だとかございます。そこら辺につきましては、また新たな対策というものも必要になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 答弁をされる方にお願いがございます。少し声を大きくしていただきたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、プレミアム付商品券の利用店舗数、それから組合に加入していない方の取組ということでよろしいでしょうか。

まず、今回のプレミアム付商品券につきましては、既存の商業振興連合会が運営しております、プレミアム付商品券のシステムで行いたいと思っております。現在、この加盟店が458店舗でございます。確かに市内全部が使えるという状況ではございません。

今回、プレミアム率を30%に上げます。それと換金の手数料、これが3%、通常ですと利用店舗が負担することになっておりますが、こちらにつきましても、今回市のほうでこれを負担しようと考えております。これによりまして、今回事前に利用店舗を広く募集させていただいて加盟いただきたいと。こちらのほうを商業振興連合会のほうに強くお願いしまして、なるべく使える件数が多くなるようにご努力いただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、お答えさせていただきます。

まず、事業者数でございますけれども、今回の基礎となる事業者数につきましては、市内全体の販売農家数を2,185件としております。水産業者数につきましては41件としております。合計2,226件と見てございます。

続きまして、50%以上の減少の件数でございますが、こちらは520件を見込んでございます。30%以上50%未満の件数でございますが、こちらは600件を見込んでおります。合計

で 1,120 件を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 再度伺います。

一般会計の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に要する各種経費により 5 億 3,000 万円の増額で、補正予算の規模が 458 億 900 万となったわけでありますけれども、今回の補正予算財源には国の、ちょっと略します、地方創生臨時交付金を充当するという事で考えておりますが、その全体の財源の内訳だとか、それから現在国会において第 2 次補正予算が審議されておりますけれども、本市のさらなる交付の見込みですね。それから、地方創生臨時交付金というのがどのような事業を対象としているのか、その交付要件ですね。その 3 点に関して財政面を伺いたいと思います。

それから、さっき 1 点逃しました。中小企業の事業継続支援金給付事業でありますけれども、この売上げが 50%以上減少している事業者へ 20 万円、その想定する件数。それから、売上げが 30%以上 50%未満減少している事業者へ 10 万円、これの給付想定件数を伺いたいと思います。

それから、全体の市内の事業者をこれでどのくらい、総事業者数のうちからどのくらいカバーができていますのか。本市には、他業種で経済的に大きな影響を受けて苦しむ業者ってまだ多くあるんじゃないのかなというふうに思いますので、不公平感がないように、今回業種、農業は旭市としては一次産業、非常に重要でありますので、いい政策であると思いますが、どのような考えでその事業をこのように絞って予算を組んだのかを伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから財源の内訳についてご回答させていただきます。

今回の補正額の財源内訳としましては、総額 5 億 3,000 万円のうち国庫支出金が 2 億 9,155 万 8,000 円、そのうち 2 億 8,328 万 5,000 円が国の地方創生臨時交付金となりまして、2 億 3,844 万 2,000 円が一般財源繰越金となっております。

私のほうからは以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 私のほうからは、第 2 次を含めました地方創生臨時交付金につ

いてお答え申し上げます。

まず、どのくらいの額が来ると予測しているかということですが、国のほうの第1次補正予算では当該交付金は1兆円が計上され、このたび財源として使います2億8,328万5,000円の配分額が示されたところです。

同交付金につきましては、第2次補正予算では追加分として2兆円が計上されておりますので、雑駁に推測しますと、当初配分の2倍くらいの数字が配分されるのかなと、雑駁な推測はできるのですが、国から配分の通知がまだ来ておりませんので、今の時点では詳しいことは控えたいと思います。

それと、地方創生臨時交付金の対象となる事業の要件、本市の状況はということですが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済あるいは住民生活を支援し、地方創生を図るための事業であれば、幅広く使えることとなっております。それで、事業計画というものを提出します。その事業計画に記載された事業が対象となります。事業計画に記載されたものであれば、令和2年4月以降に実施した事業は、全て遡りでも対象となるものです。

旭市では、今回の補正の3事業に充当しましたが、先ほど申し上げました第2次補正に追加の配分を見据え、これ以外の事業への充当も考えております。国からの事業の例示もございました。先般の全員協議会でお配りされたと思いますけれども、他の自治体の取組内容等の情報収集を行っていき、事業の選定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、市内の中小企業者の数、総数でございます。こちらのほうにつきましては、平成28年の経済センサス調査、こちらを基に算出しております。農林水産の一次産業を除きまして二次産業、三次産業で約3,000と見ております。全体で3,000です。

この中で、今回、先に飲食店等を先行いたしました、幅広い業種に影響が及んでいるということを鑑みまして、30%以上からとさせていただきましたが、30%から50%未満、これをだいたい8割程度と見ました。全体で8割を見ました。このうち50%はその半分ということで、30%以上の被害を1,200件、50%以上を1,200件と見ております。この50%以上の1,200件の中には、先の飲食店等も含めての数字になっております。これは追加で10万円支給するものですが、このように算出しました。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、お答えさせていただきます。

国の持続化給付金の申請がいち早く開始されておりました。その後、国・県の2次補正の内容や市の影響の把握をいたしまして、要望の有無などの情報収集をしてきました。その中で農業者への影響も多く見られましたので、支援の必要なということで提案をさせていただきました。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 国の地方創生交付金の見込みということで、雑駁ではあるがということですが、非常に大きな規模を出していただけたのかなというふうにあり、今後まだまだ市内で困っている方、不安な方がありますので、対応をいち早くお願いしなければならんなというように思います。

その配分額がある程度大きなものもあろうかということでもありますし、事業対象であります、すみません、僕よく目を通していなかったんですけども、基本的には市内の実情をしっかりと捉えなさいと、そういうことが大題目であるわけなんですよ。ですから、この貴重な税金の使い道、しっかり市内の実情を把握して、必要なところに速やかに給付が行くような、そのような取組をお願いしたいと思いますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

また、先月の臨時会において、市民は今、不安と恐怖の中、一生懸命生活していると。旭市はまさに非常事態であるので、財政調整基金の繰入れは至極当然なことでありますよと。この基金を市民のために今使わずしてどうするんだと、強く訴えかけました。市民の命と暮らしを守るためには、さらなる経済対策として財政調整基金の追加投入が必要と考えます。

そこで、この議案を審査するに当たり、さらなる経済対策の準備はできているのか、本市の見解を伺います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 第1次、第2次と市民の窮状といいたしましょうか、そういったものをつぶさに把握をしまして、今、一番必要な部分へ順次支援策を講じてきたわけであります。

議員おっしゃるように、まだまだ終息もしていない中で、これからも事業者、そしてまた個人も含めまして、行き届かない部分があるのかなと、そんなふうには思っているところでありまして、国の地方創生の臨時交付金も来るというようなこともありますので、これからの第3次の支援策を十分精査して考えていきたいと。

一番の問題は、障害者施設、介護施設、そういったものに対する、国も当然やることでありますけれども、市としてもそういった部分では大変な部分があると、その最前線で活躍している方々へのやはり思いは少しでも分かっているつもりでありますので、そういった部分にも予算を計上していきたいなと、そんなように今、考えているところでありますので、議員の皆さん方からもいろんな面で、そういった市民の支援をしていただきたいというような声をつかんでいただきまして、反映させていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、今後の経済対策に財政調整基金をつぎ込むべきではないかということでございますけれども、まず第1次に地方創生臨時交付金、これ第2次の臨時交付金が来ますので、それを充てた上で、必要であれば財政調整基金の活用も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第32号、旭市一般会計補正予算の議決についての、まず7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですか、この2億8,328万5,000円について伺います。

この交付額はどのように算出されているのか。また、この交付金には対象となる事業と対象にならない事業があるのかお尋ねします。

次に、7ページ、保育所対策総合支援事業費補助金827万3,000円でございますが、補助金の算出根拠についてと、事業費の100%ですが、事業計画を提出し交付されたのか。また、保育所数や児童数により算出されたのか伺います。

それから、8ページ、保育所環境改善等事業費827万3,000円について、具体的な事業の内容についてお尋ねをします。

9 ページ、農水産業経営継続支援金 1 億 6,000 万円について、具体的な事業の内容と、この事業の財源についてお尋ねします。

それから、9 ページ、商店街振興事業補助金 3,385 万円についてであります、具体的な事業の内容と、この事業の財源についてお尋ねをします。

10 ページ、中小企業者等事業継続支援金 3 億 2,000 万円についてであります、具体的な事業の内容と、この事業の財源についてお尋ねします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、地方創生臨時交付金の、まず算定方法ということですけれども、主には人口割ということになります。それプラス、例えばですけれども、自力の財政力指数ですとか、そういったものも勘案されていると聞いております。

それと、使える事業と使えない事業があるのかというお話でした。本交付金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業ということで、先般お配りした事例集にも載っていましたように、かなり広範に使えるものとなります。ただし、一つだけ使えないのは、所得補償は駄目ですよということになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうから、まずは 1 点目、歳入の保育対策総合支援事業補助金 827 万 3,000 円について回答します。

歳入の根拠といたしまして、827 万 3,000 円は、支出額総事業費の 827 万 3,000 円全額が補助金として入ってくるものでございます。

また、交付申請状況ということでよろしいですか。申請手続きにつきましては、先日、県のほうへ申請書のほうを提出してございます。まだ交付決定通知のほうは県のほうから来ておりません。この金額がそのまま交付決定というふうになるかどうかは、現段階ではまだ分かっておりません。

あと、保育所数、児童数により算出しているのかということでございますが、基本的に、本事業につきましては 1 施設当たり 50 万円の上限の補助基準額というふうになっております。したがって、施設ごとの補助金額として算出してございます。

続きまして、具体的な事業内容について申し上げます。

まず本事業でございますが、保育所等の利用児童にとって保育環境の改善を図るための安全対策事業として、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、保育所等で使用するマスク、消毒液等の物品購入、また保育所等施設の消毒業務委託料など必要経費を対象に、1施設当たり1回限りで50万円の補助金を国が補助するものでございます。

予算内訳の10節といたしまして、消耗品につきましては、こちらは公立保育所、干潟保育所を含む13施設で使用するアルコール消毒液、施設用のアルコール製剤、また非接触体温計、また子ども用マスクや職員用の大人用のマスクなどの購入を見込んでおります。

また、18節に計上いたしました250万円、保育環境改善等事業補助金につきましては、各民間保育所で感染症対策のマスクや消毒液等の購入費、また施設から感染者が発生した場合の消毒業務の委託料の補助金として、上限の50万円として5施設分を計上いたしました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、まず具体的な内容ということでお答えさせていただきます。

農水産業者への支援につきましては、令和2年2月から7月のいずれかの月の売上げが、前年の同月と比較して50%以上減少している農業者には20万円、30%以上から50%未満の減少している農水産業者には10万円の給付をするものでございます。

申請期間は7月1日から9月30日を予定しております。

給付金の金額の1億6,200万円の内訳でございますが、50%以上の20万円の給付に対しまして520件を予定しておりますので1億400万円、影響額30%以上50%未満、10万円の給付でございますが、600件を予定いたしまして6,000万円としておりまして、合計で1億6,400万円を予定しております。

この財源でございますが、財源のうち9,065万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当するところであります。残りの金額につきましては一般財源を充てる予定でおります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、まず9ページの商工振興費の商業活性化推進事業についてご説明いたします。

こちらにつきましては、旭市商業振興連合会が例年発行しておりますプレミアム付商品券について、これまでですと市が 10%の助成をしておりました。こちらに、今回は 30%に増額して助成し、消費者の購買意欲の拡大により、落ち込んだ地域経済の回復につなげようとするものでございます。また、今回に限り商品券の換金手数料、これは3%でございます。についても助成するという事で、これは利用店舗の経済的な負担の軽減につながるものと思ひ、また併せて加盟店の拡大にも広がるものかと思っております。

プレミアム率は、先ほど申し上げましたが 30%。1セット 1,000 円の商品券が 13 枚入っている、これを 1 万円で購入できるというものです。発行額は 1 億 9,500 万円でございます。販売日は 11 月の初旬を予定しております。使用期間は、11 月から来年の 4 月の 6 か月間でございます。

続きまして、中小企業等の事業継続支援金の給付事業についてご説明申し上げます。

本事業は、新型コロナウイルスの感染症により、事業者への影響が幅広い業種に及んでいるということが見込まれることから、飲食店だけではなく、深刻な影響を受けているほぼ全ての事業所を対象に、事業の維持継続のための支援金を給付するものでございます。

支援の対象は、市内で事業を営む中小企業者、それから個人の事業者のうち、令和 2 年 2 月から 7 月のいずれかの月の売上げが、前年と比較しまして 50%減少した事業者には 20 万円、30%から 50%未満の事業者には 10 万円を支給するものでございます。なお、先の飲食店等の支援で受給された方については、追加で 10 万円を支給するものでございます。

これらの財源でございますが、プレミアム付商品券、それから中小企業等の給付金を合わせまして 1 億 9,263 万 4,000 円、これを先の新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金より充当したいと考えております。残りにつきましては一般財源等を予定しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため 1 時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問を行います。

まず、7ページの地方創生臨時交付金の関係でございますが、この交付金の充当事業について詳細にお答えをいただきたいと思います。また、この交付金を全額使用しての事業はできないのかお尋ねします。

それから、7ページの保育所対策総合支援事業費補助金 827 万円、これは7ページ、8ページ関連ありますが、これは歳入のほうでまだ交付決定はしていないということですね。そんな中で、これは交付金額が減った場合はどのようにするのかお尋ねします。

それから、9ページ、農水産業経営継続支援金 1 億 6,400 万円でございますが、これについては、今回の支援金でコロナウイルス関連で経営が厳しくなった全ての農業者が対象になるのか。そういう中で、これにつきましては 50%以上が約 520 戸ですか。30%から 50%が 600 件ということでございますが、具体的にどのような農畜産関係の業種がある中で、この算定の基礎はどういうふうになっているのか。例えば、養豚であれば 100 件ありますと、それからウズラであれば 10 件ありますとか、そういうふうに業種別に、どのように算定した中でこの数字が出たのかお尋ねします。

それから、9ページですか、商店街振興事業補助金、これはプレミアム付商品券の関係だということでございますが、なぜ 11 月なのか。本来なら一日も早くやるのが本当だと思います。今月からでもやるのが本当だと思います。そんな中で、この過去のプレミアム付商品券ですか、発行している中で、一番多く使われた商店はどのぐらい使われているのか。それから、1枚も使われない店もあるのか、その辺をお尋ねします。

それから、10 ページですか、中小企業等事業継続支援金 3 億 2,000 万円、これはこの予算では一番大きいわけでございますが、これ旭市にはどういう事業の事業者がどのぐらいあるのか。そういう中での 3 億 2,000 万円の予算を計上したと思いますが、どういう根拠に基づいて出したのか。それと同時に、これは個人事業主でも全て対象なのかお尋ねします。また、中には個人事業主で生命保険や損害補償の個人事業主も該当するのかお尋ねします。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、今回どこへ充当したかということですが、先ほど農

水産課及び商工観光課からありましたとおり、今般の農水産業経営継続支援金給付事業、それから今ありましたプレミアム付商品券の発行事業、それから中小企業者等事業継続支援金給付事業に充当しております。

それと、全額これを使った事業ができないのかということですが、この交付金につきましては 100%充当が可能です。ただ、今般は財源を振り分けて使って、半分くらいの充当になっているということですが、基本的には 100%使えます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 交付決定額が減った場合の対応といたしまして、各施設当たり案分して予算配分するなど、予算の範囲内で対応したいと考えております。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、全ての農業者ということですが、販売農家について今回は対象としてございます。

それから、件数の業種別の内容についてですが、50%以上の売上げの影響があるものにつきましては 520 件、30%から 50%未満については 600 件としています。これの農業者につきましてはの業種は、影響の多い業種ということで花卉、牛肉……

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） もう少し大きくお願いします。

○農水産課長（多田一徳） 失礼しました。花卉 81 件、牛肉 42 件、パセリ 80 件、マッシュルーム 20 件という形で、影響の大きい業種について算定しております。漁業者につきましては 41 件しております。

こちらの費目につきまして、それぞれ半分を、50%以上については半分を影響のあるものと捉えました。この件数が 223 件ございますけれども、販売農家数の……

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳） 農業者の、先ほどの花卉については 81 件、牛肉の生産者につきましては 42 件、パセリが 81 件、マッシュルーム 42 件の 223 件につきましては影響があるということで、30%以上で、全件に影響ある生産者として見ております。

それで、販売農家数の 2,185 件から今の 223 件を差し引きまして、1,962 件になりますが、50%以上の影響の減収のある生産者につきましては、1,962 件の 2 割を見まして 393 件。30%以上の影響のある販売農家数につきましては、1,569 件の 30%としまして 471 件として

おります。それで、50%以上につきまして、393 件に花卉等の影響のある件数を、まず 50%の半分と見まして 112 件で 520 件としております。30%から 50%未満につきましては、471 件に、花卉等の影響のある販売農家数を 112 件として、全体で 600 件というふうに計算してございます。

そうしまして、合計を 1,120 件として見込んでおります。

○議長（伊藤 保） 市長。

○市長（明智忠直） 言葉で説明するというのもなかなか、声もよく通らないしということもありますので、後で中小企業と農水産業の支援の詳細について、内容について一般質問あたりまでに詳細について、どうせ周知徹底をするために広報とかホームページにその内容について掲載するという予定でありますので、一般質問までにきちっとその詳細について、議員の皆様方に渡したいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） まず最初のプレミアム付商品券、なぜ 11 月かというお尋ねでございます。

こちらにつきましては、商品券の印刷をまず行います。これは金券でございますので、特殊な印刷をします。この辺の手配、それから販売に係る周知、事前にチラシ等で周知を行います。また、今回は加盟店の拡大にも努めていただくということで、どうしても準備に数か月かかってしまうということでございます。なるべく早くということをお願いしているんですが、どうしても 11 月ぐらいになってしまうということでございます。

それから、一番多く使われたお店はどこかというのは、ちょっと店のほうまでは私どもでは把握はできないんですが、業種別ですと、やはり飲食料品店が一番多いんじゃないかなということは伺っております。続いて飲食店、それから衣料品や身の回り品のお店などと伺っております。1 枚も使われない店というのは、ちょっとうちのほうでは把握はしておりません。すみません。

それと、中小企業のほうの事業者の数ということでございますが、先ほどもご説明しましたが、経済センサス等で市内の全ての中小企業者、それから個人の事業者含めて、約 3,000 ございます。このうち 8 割程度を今回の対象者と見ております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、3 回目の質問をします。

コロナ対策の地方創生臨時交付金ですね。これ、100%使えるならなぜ分けたのか。あえて分ける必要はないと思うんです。分けないほうが簡単だと思うんですよ。なぜわざわざ分けたのか、その点。

それから、7ページの保育所対策改善等事業費ですか、この872万円。これが補助金が減った場合は案分してということですが、そうなった場合、各保育園で困ることはないのかお尋ねをします。

それから、あとプレミアム付商品券の関係ですが、商工観光課で毎年かなりの補助金を出しているわけですね。そんな中で、やはりどういう業種で使われているかというのは、やっぱり補助金を出すからには把握するのが本当だと思うんですよ。その把握した中で、また次の年度のプレミアム付商品券を増やすか減らすか、やるのが本当だと思う。その辺についてお尋ねします。

それからあと、10ページの中小企業支援金3億2,000万円ですが、これは生命保険や損害保険の個人事業主も対象になるということで、了解いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

100%充当できるのになぜ分けたかということでございます。こちら、地方創生の臨時交付金の使用に当たりましては、あらかじめ総務省のほうに、この事業とこの事業とこの事業というふうに事業を羅列しました申請書を提出してございます。その中にこの3事業が入っていましたので、3事業に分けて充当したということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 交付決定額が減った場合、各施設において困ることはないのかということでございますが、当然、当初の予定していた物品の購入などについて、必要分数買った場合、出た分については自己負担、施設の負担ということになります。その辺につきましては、各施設において説明をして了解してございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） プレミアム付商品券の業種の把握はされたほうがいいんじゃない

いかということでございました。

どこのお店というのうちのほうでは来ていませんが、どの業種が使われているかというのは集計したものは来てはおります。ちょっと今、手元にはございませんが、それを把握しまして、幅広いお店に使われるように、商業振興連合会のほうには申出は、商工会等を含めまして申出しているところでございます。

それと、先ほどの個人事業主も入るかということでございましたが、事業収入があれば入るということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、まずページ数でいきますね。8ページ、農林水産業給付事業ですが、これは1か月だけでも半分になればいいということなんじゃないかな。例えば、農家でも今まで大根、キャベツはすごく高かったんですが、ここへ来て暴落しちゃっているんですが、今まで高くても1か月だけ半分以下ならいいのかということ。

それと、これは市独自の事業なので、皆さん担当の人が大変だと思うんですが、どこかであったのを参考にして決めたのか、その点をお伺いします。市独自でやると、いろいろ今、質問も出ましたが、一番言いたいのは、先ほど林晴道議員も言いましたが、不公平感のないようにというのが一番だと思います。この人たちだけもらえて私たちもらえないとか、いろいろあると思うので、そういった意味での質問をさせていただきます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、1か月でもということですが、これにつきましては令和2年2月から7月のいずれかの月で、売上げが1か月でも減っているということでありまして該当になってきます。

また、市独自の事業という中で、国の臨時交付金ですとか、先に商工観光でやりました飲食業への給付金、その中で給付金のほうの拡大ということで、商工観光課のほうでありましたので、そういった中で事業のほうを参考にさせてもらいながら、農水産業のほうの支援金のほうを提案させていただきました。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この場合には、よく認定農家という、そういう認定農家とか専業、兼業、じいちゃんばあちゃん農業、そういうの関係なく、一律に対象になるということでしょうか。

それと、あと商工業のほうですが、先ほどの市内で事業を営む者とおっしゃいましたが、市内で事業所じゃなくて、市民であれば、例えば銚子市であろうと匝瑳市であろうと、その売上げが、そこで店舗をやっておったという人は対象になるんですか。事業主あるいは事業所、どちらなんでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 対象農家につきましては、販売農家とさせていただきます。
販売農家につきましては、30 アール以上の経営面積、また 50 万円以上の販売の実績がある農家を対象としてございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳） はい、年間 50 万円。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 失礼いたしました。認定農家と関係なく、販売農家というところで捉えたもので対象としていきたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 市内で事業所を営むの考え方なんです、事業所がある、または店舗があるということで、例えば市内に在住している方が銚子市でお店をやっていると、そういう方も該当になります。逆のパターンもなります。どちらも救うということで考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それと、ちょっと今気がついたんですが、職員の皆さん、こういう初めてのことで仕事が大変だと思うんですよ。新たな仕事が増えちゃってね。

ですから、一般職報酬ありますね。まず 8 ページのほうで 111 万 4,000 円で、片方の商業のほうは 57 万 2,000 円。金額、件数ともこちらのほうが多いんですが、やっぱり農業のほう

うが多いということは、やっぱり初めてのことで報酬額が多いということでいいんでしょうかね。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 一般職の報酬につきましては、単価を 952 円と見まして 75 時間、日数のほうは 80 日、2 人を予定してございます。

予定人数につきましては、今ありました、初めての業種でもございますので、状況を見ながら人数のほうの、雇用のほうを必要に応じてやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、中小企業のほうにつきましてはですが、これは既に飲食店のほうで同じようなシステムで申請を受付しております。この中で、思いのほか郵送が多うございました。ということで、臨時職員の人数はちょっと少ないですが、対応は十分できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 議案第 32 号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第 5 常任委員会議案付託

○議長（伊藤 保） 追加日程第 5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第 32 号の 1 議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表その 2、1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、22 日までに審査を終了されますよう、お願いいたします。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は15日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時25分